

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年12月8日（令和4年（行個）諮問第61号）

答申日：令和5年7月27日（令和5年度（行個）答申第38号）

事件名：本人に係る特定日の動静観察記録の不開示決定（適用除外）に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設収容場所に収容されていた、特定個人Aの特定年月日A、B及びCの動静観察記録（動静視察簿・通信等の外部交通記録・職員の勤務日誌等）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条2項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月4日付け高
管発第911号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行っ
た不開示決定（以下「原処分」という。）につき、本件対象保有個人情
報を開示する、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書1及び2並
びに意見書1ないし5によると、おおむね別紙1ないし7のとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和4年6月9日受付保
有個人情報開示請求書により、本件対象保有個人情報の開示請求を行い、
これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報については、法122条1
項の規定に該当するとして、その全てを不開示とする決定（原処分）を行
ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めている
ものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報の法122条1
項該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の法122条1項該当性について

（1）法122条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個
人情報（当該裁判又は刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）に
ついては、法第5章第4節が定める開示等の諸規定を適用しない旨を
定めている。これは、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有

個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、未決拘禁者、受刑者等の立場で刑事施設等に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、開示請求等の諸規定の適用を除外することを趣旨としているものである。

- (2) 本件対象保有個人情報は、特定の個人が法令に基づき刑事施設に收容されていることを前提として作成されるものであって、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかになるため、法122条1項の規定に基づき、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものとして開示請求等の諸規定の適用は除外される。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件対象保有個人情報について、法122条1項の規定に該当することから、開示請求等の規定を適用除外とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 令和5年1月10日 審査請求人から意見書2及び3を收受
- ⑤ 同年4月10日 審査請求人から意見書4を收受
- ⑥ 同月25日 審査請求人から意見書5を收受
- ⑦ 同年7月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は法122条1項の「刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分に不服があるとしているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 適用除外の趣旨

法122条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等（以下「刑の執行等」という。）に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保

有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科や逮捕歴等が明らかになるなど、未決拘禁者や受刑者等（以下「受刑者等」という。）の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、上記第3の2において諮問庁が説明するとおり、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、これを開示請求の対象とした場合には、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法122条1項により法第5章第4節の規定の適用除外とされる刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張

(1) 審査請求人は、法79条の部分開示や法80条の裁量的開示を求めているものとも解されるが、法第5章第4節の適用が除外される本件では、同節中の法79条及び80条を適用する余地はない。

(2) 審査請求人は、その他にも種々の主張をするが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法122条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙1 審査請求書1（令和4年7月13日付け「審査請求書」と題する書面）

原決定は、開示請求にかかる保有個人情報について、「刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（当該裁判又は刑の執行を受けた者に係る者に限る。）であることから、法122条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているため開示しない」としている。

しかし、審査請求人は、特定年月日A、特定年月日B及び特定年月日C当時、未決拘禁者（被告人）として、特定刑事施設収容場所において勾留されていたにすぎない。受刑者（既決者）ではなかったのである。したがって、「刑の執行等に係る保有個人情報」には該当しない。

次に、「刑事事件に係る裁判」に係る保有個人情報といえるかについては、当該情報は、いわゆる捜査記録や検察官手持証拠、裁判所の判決・決定等やこれを形成するための証拠等を指すものと解される。これを超えて、勾留中の未決拘禁者に関する未決拘禁施設被収容者としての記録がこれに該当するわけではない。すなわち、勾留中の未決拘禁者に関するミケル（原文ママ）拘禁施設被収容者としての記録は、刑事事件の捜査・審理・判決等に利用される記録ではないし、これと一体をなすものでもない。あくまで、未決拘禁施設でのみ利用されるものであって、裁判に係る保有個人情報ではない。

したがって、文理上も解釈上も、審査請求人は未決拘禁者として勾留されていた間の動静観察記録は、「刑事事件に係る裁判」に係る保有個人情報には該当しない。

原決定は、適用除外の定めを誤解・曲解し、当該文書のすべてを開示しない旨決定したものの、これは法令解釈の誤りというほかない。

また、かりに、適用除外に該当するとしても、記録された自らの情報の開示をもとめているのであるから、裁量的開示の可能性はあったし、記載内容をマスキングしたうえで枠線や日付部分のみ残した部分開示も可能であった。

したがって、原決定を取り消し、速やかな開示を求めるものである。なお、同記録は、審査請求人を被告人とする特定裁判所A特定事件Aの重要証拠であり、その開示がなされないことにより、無罪を主張する被告人が取り返しのつかない不利益を被るおそれがある。

別紙2 審査請求書2（令和4年7月14日付け「審査請求書」と題する書面）

特定裁判所A特定事件A

私は現在、上記の被告事件の被告人として、特定年月日Dから、ここ、特定刑事施設で生活している者です。なお、本件の開示請求自体は、上記事件の主任弁護人である特定弁護士に委任して代理で行ってもらいました。その上で、本件の不開示とする理由であるが、法122条1項をいこん（原文ママ）とするが、失当である。まず、この開示をもとめている文書のさいの私の身分は、今と同じ刑事被告人であり、未決の者です。つまり、刑の執行をうけているわけではなく、よって、刑の執行等に係る保有個人情報ではない。よって、刑の執行をうけた者にかぎるというただし書きたるかっこがきも当然通用しません。又所内の日誌や動静観察簿が、刑事事件に係る裁判の文書であるはずもない。よって、本件の開示請求にあたり、その不開示とするこの法令の条文には、なんらあたっていない。失当であって、今回、請求している保有個人情報はなんら不開示の決定をすべき場合にはあたりません。その旨の法令の根拠はありません、なお仮にも、なにかしら不開示としなくてはいけない部分があっても。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）15条や、同法16条のようなくふうもできます。それこそ、その文書の中身、内容はまっくろにして、マスキングして、いわば、がわだけ（文書のタイトルとか、いわゆるわくだけでも）でも、開示することが、できました。それを、一律に、一切、開示しないというのは横暴であり、暴挙という他ない。せめて、最悪文書のわくだけでも、開示することが、できました。いわば、そうしたくふうの余地もある。それすらしない。なによりも、今回開示をもとめていた、文書はなんら不開示とする正当な理由はありません。今回の開示請求にあたって、不開示としている根拠について。それが、失当であるのは、上記のとおりです。そうである以上、本件は、

①その不開示とする、根拠に理由がなく、失当であること。

②上記にいう、15条や16条などを根拠として、一部でもを。ふくめて、開示することが、できなかつたのか。この双方の方向から、本件について、しらべて下さい。なによりも、本件の不開示決定はなんら理由や根拠はありません。つまり、とりけして下さい。そのことをもとめて請求いたします。

（その他）

なおこれは、ほそくとして、

特定裁判所B特定事件B。これは、私を原告として、国を被告とする、民事訴訟であり、現在係争中の訴訟事件です。この訴訟において、被告の国は（なお、その中には、特定矯正管区と特定刑事施設がふくまれています。今回保有個人情報として、開示をもとめていた私の動静観察簿が、証拠としていくつ

か提出されています。なお、民事訴訟にかかわるきろくや証拠ですから、民事訴訟法91条のとおり、何人でも、えつらんすることができることになっています。つまり、今回、開示請求をして、不開示となった文書については、別件の民事訴訟の方では、証拠として提出されて、かつ、何人でも、えつらんすることができるようになっています。そのようないみからも、今回についても、特に不開示とすべき理由も、根拠ありません。又かさねがさねになります。一部、マスキングして、黒ぬりにしてでも提出することが、できました。最悪文書のわくのみ出せばいい。そのようなくふうはできた中、やはり、本件のような処分は、不当である。なお、本件について、行政不服審査法25条のとおり、本件審査の請求の決定をまたずして、本件の不開示決定をとりけすことをも、あわせて、請求し、申し立ていたします。以上のとおり、審査の申し立てを行います。

別紙3 意見書1（「意見書」と題する書面）

1 諮問庁作成の理由説明書（答申書第3を指す。）は、審査請求書に記載した審査請求人の疑問に何も答えておらず、審査請求書の審査理由の記載について、貴会において慎重にご判断いただきたい。

2 また、同説明書は、法122条1項の趣旨について、概要、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象としないのは、個人の前科等が明らかになるなどして未決拘禁者・受刑者等の刑事収容施設等被収容者やそうであった者の社会復帰上又は更生保護上、問題となつて、その者の不利益になるおそれがあるためとしている。

この点、本件開示請求は、未決拘禁者や刑事施設等の被収容者であった本人が希望しているものであり、しかも、利用目的は、自身が刑事訴追されている刑事裁判の重要な証拠資料としての利用である。

したがって、本件開示は、上記法122条1項の趣旨に何ら抵触するものではない。

3 かりに、上記趣旨に照らして、未決拘禁者や受刑者等に関する刑事収容施設における一切の開示をしないとした場合、例えば、刑事裁判で無罪が確定した者が刑事補償請求を行うために未決拘禁中の状況を明らかにするために開示請求や、受刑者が刑事収容施設内で受けた損害の賠償を求めするために受刑中の状況を明らかにするために開示請求といった、未決拘禁者や受刑者等の救済のための開示すら、その者の社会復帰等のために不利益になるおそれがあるとの理由でもって拒むことができることになり、不当である。

そうすると、上記趣旨に抵触しない場合であつて、未決拘禁者や受刑者等の当該情報の理由が正当なものである場合にまで一律に開示を認めないとすることは許されないものと解される。

殊に、本件の開示対象文書は、裁判や刑の執行そのものを記載内容とするものではなく、あくまで刑事収容施設内での未決拘禁者の日常生活に関する記録であることに鑑みれば猶更である。

以上のとおり、諮問庁の原処分は誤っているのであるから、これを取消し、開示を決定されたい。

別紙4 意見書2（「意見書（1）」と題する書面）

私の個人情報について、上記のとおり諮問されています事案、事件について。以下のとおり意見の申し出を行います。本件の審査手続きの参考にして下さい。なお、本日は、第1回目のものであり、審査や手続きにあたっての申し入れを行います。今後も、必要のつど、意見書を提出して、意見の申し出を行います。その上で、まず、私は今、以下の刑事事件であります、被告事件の特定裁判所C特定事件Cの被告人であり、特定刑事施設で（収容されて）生活しています。本件の対象となる特定刑事施設の行政文書は、本件の被告事件のきろくや証拠であり、私が別件の〇〇事件の被告人として、特定刑事施設に収容されていたさいのきろくであります。なお、本件について、上記の被告事件の第1審、つまり、特定裁判所Bで審理中。特定刑事施設の刑務官は6名証人として法廷にやってきて証言した。そのさい。当然法令により、宣誓して、証言した席上。所の者たちは、みな口をそろえて本件の対象の文書、つまり、今回、処分庁が不開示とした文書はそもそもそんざいしないという。所内で、私と、やりとりしたきろくも文書も一切ないともいい、私から権利の行使のための上訴文書をうけつけしてもそのきろくも帳簿も一切ないと自信満々にいう。特定刑事施設は言うまでもなく、国立、国営の施設である。同所の者は、同所内には、日誌をふくめて収容者とのやりとりをしたきろくや文書をうけつけしたきろくも一切ないといいます。絶対にまちがっていないと。くりかえして宣言し、所はまちがうことはないし、まちがえたことは、一切言っていないと、高々に宣言する、所の者たち。なお、本件文書については、インカメラ審理をもとめるとともに、ヴォーンインデックスもあわせてもとめます。これらの、審査会で、できます権限はフルに使って下さいますよう申し入れいたします。なおとりわけ。特定刑事施設の者たちは、そもそも公開の公判廷において。今回、本件で不開示となっている文書はそんざいしないと証人として証言している者たちだけである。かつ、本当に特定刑事施設の者たちが、特定裁判所Bという、公開の公判廷において、自信満々に言うとおりに、

（1）特定年月日A特定時間代に、私から上訴文書をうけつれたり（特別抗告申立書5通であるが）その私とのやりとりをした記載はないのか。又その記載及びそのやりとり者は、特定個人Bではないのか。（その記載はないのか。）

（2）特定年月日B特定時間代に、私から上訴文書をうけつれたり、そのために私とやりとりをした記載はないのか。又、そのうけつけしたり、私と応対した者は、特定個人Cという刑務官1人でまちがいないのか。（この日、所で、夜勤かんとくをし、かつ、特定時間ころは、特定収容場所で、自身（つまり、特定個人C）1人しかもち場にいなかったそうであるが、まちがいないのか。ってかこの日、夕方、私とやりとりしたり、私と文書

のやりとりやうけつけをした者は特定個人Cであり、同人が、1人でまちがいなく処理をしたと、いいはるが、それでまちがいないのか。

(3) 特定年月日C特定時間代に私とやりとりをしたり、上訴文書をうけつけした旨の記載は本当でないのか。

とりわけ、この(1)～(3)の3点について。各日のことであるが、今回、不開示となっている対象文書にこれらの記載はないのかと、その記載について。特定刑事施設の者たちが私を被告人とする被告事件の公判廷で証言した内容にもかかわります。かさねがさねになりますが。その証人たち、つまり、所の者は公開の公判廷でそもそも本件の不開示となっている文書は(その文書すらそもそも)そんざいしないといっている。かつ、そのことはまちがいないともいっている。したがって、とりわけ、この3点については、くわしくインカメラ審理することをもとめます。つまり、①特定年月日A特定時間代に私とやりとりしたり、私から上訴文書をうけつけた旨の記載はあるのか、ないのか、又あったとしたら、それは特定個人Bなのか。②特定年月日B特定時間代に、私とやりとりしたり、私から上訴文書をうけつけた旨の記載はあるのか、ないのか。又あったとしたら、それは特定個人C(という刑務官)で、まちがいないのか。(特定個人Dではなくて)、③特定年月日C特定時間代に私とやりとりしたり、私から上訴文書をうけつけた旨の記載は、あるのか、ないのか。この3点については、とりわけとくに、くわしく本件の不開示の対象となる文書をしらべたりそのために、インカメラ審理をおねがいします。特定刑事施設の者は、そもそも本件の不開示の対象文書はない、といっています。そうすると、そもそも、今回開示をもとめている文書がそんざいするだけで、所の者はウソをついていることになりませんが。なにかをひたかくし、あげく、公開の公判廷で法令により、宣誓した上で、ウソはつきませんと言った上で、ひたすら、ウソをついていることになる。それも、しつようにまちがいないとくりかえして宣言している。所をあげた職務犯罪ということになりますが。所の者の公開の公判廷における証言を前提にすると。(もつとも、それが前提でいくと、そもそも、本件の不開示となっている文書じたいそんざいしないらしいですが。)そもそも、特定年月日A特定時間代に、所内で、私と応対したり、私と、上訴文書のやりとりをした旨の記載は、一切ないということになり、かつ、少なくとも、特定個人Bはその記載や担当を(処理の)していないこととなり、特定年月日B特定時間代にも同じく、私とやりとりしたり、私から上訴文書のうけつけをした旨の記載はないこととなり、かつ、少なくとも特定個人Cという刑務官が1人で、私と応対したり、処理しているはずであることとなり、特定年月日C特定時間代も所内で、私とやりとりや応対をしたり、上訴文書のうけつけをした記載は、一切ないこととなり、なります。はたして、このようにいう、特定刑事施設の証言が、公開の公判廷でウソは申しませんと約束した上でまちがいないと断言し、証言し、言い切った、これらの証言がはたして正

しいのか。もしまるっきりちがっていたらそれはなぜなのかをふくめて、つまり、特定刑事施設は、なぜ平気でウソをついたり、所内のきろくに反したことを言うのか。もっというと、なぜ私を被告人とする、被告事件において、証人をかえ玉するのか。そのことも、諮問庁をはじめ、特定矯正管区や特定刑事施設にといあわせてしっかりしらべて下さい。（本件の不開示のきろくの内容と私の事件の公判廷における証言はくいちがっています。）特定年月日A特定時間代に私とやりとりしたり、上訴文書をうけつけた旨の記載はあるのではないのか。しかもそれは特定個人Bが、その処理をしたと。かつ、特定年月日B特定時間代に、私とやりとりしたり、私から上訴文書をうけつけた旨の記載はあるのではないのか。かつ、それは自信満々に、自分であると公開の公判廷で放言する特定個人Cではないのではないのか。かつ、特定年月日C特定時代も同じく、私とやりとりした旨の上訴文書をうけつけた旨の記載はあるのではないのか。その、それぞれのかくにんと。なぜ、それがないと、ウソをついたり、特定年月日B特定時間代に、私とやりとりしたり、上訴文書をうけつけた者が、特定個人Cではないのか。（私を被告人とする被告事件の公判廷では、この、その席上を、特定個人Cは、自信満々に自分であるといいはり、まちがいないと断言しているところ。）そのこともしらべて下さい。必要なら、上記の私を被告人とする被告事件の第1審の特定裁判所B特定事件D及びEの事件番号で特定裁判所Bから、必要なきろくをとりよせたりして参考にして下さい。（特定刑事施設の刑務官の証言の内容など）本件は、特定刑事施設をあげた職務犯罪にもかかわる審理手続きでもあります。そのため、以上のことも、参考情報として申し出いたします。以上のことも、かいめいしなくてははいけません。

（まとめ）

本日私として、本件の手続きについて、申し入れをかねて、意見いたします。今後も、そのつど意見します。本件の審理手続きについては、上記のとおりのことをふくめてインカメラ審理をもとめます。ヴォーンインデックスももとめます。本件はその審理手続きについては、代理人（特定弁護士）を立てて、代理人を介して手続きしているところでありますが。私の方からも、本人として、必要な意見や申し出はしていきます。（そのつどしていきます。）又私本人としても、本件の不開示の決定に対して、審査の請求を行っております。そちらの方の内容も参考にして下さい。なお、本件について、私が、自分のした本件の審査の請求の中で、主張しているとおりであり、かつ、その主張内容が全てです。本件の不開示の決定は違法であり、かつ不当です。よって、とりけして下さい。（原処分を）本日本件について。私の方から第1回目の意見について。以上のとおり、申し出いたします。しっかりと審査おねがいをいたします。

別紙5 意見書3（「申入書」と題する書面）

私の個人情報の開示の請求について。上記のとおり、情報公開、個人情報保護審査会に諮問されている件の手続きについて、以下のとおり、申し入れいたします。本件について。私の個人情報の不開示決定があったのは、令和4年7月のことであり、同月中には（しかも同月の上旬には）審査の請求をしています。それでいて、こうして諮問されるまで、何ヵ月もかかっています。はっきりいって法務省が、つまり、今回でいうところの諮問庁が、すみやかに諮問すべきところを手続きをよそおってひきとめていたうたがいもあります。なぜ、審査の請求から諮問まで、こうして何ヵ月もかかっているのか。（又、かかるにいたったのか。）しい的に、故意で諮問せずにひきとめていたうたがいもあります。そのことや、その方向のこともあわせてしらべて下さい。なにか、省をあげて、かくしたり、とめたりしているうたがいがかかなり高い。私の今の身分の被告事件の証拠や手続きに直結しややもすれば、逮捕者がぞくしゅつしたり、私が今の身分でいることすら、おかしくなりかねないことです。そのような内容の文書であったり、その不開示の決定です。その審査請求の手続きにおいても。あえて諮問せずに、手続きをよそおって、とめていたうたがいもあり、どうして本件について、審査の請求から諮問までに何ヵ月もかかっているのかも。あわせてしっかりしらべて下さい。その上で、さらに。特定刑事施設の中において。私が、特定年月日E付け、特定年月日F付け、特定年月日G付けの、各日付けで、処遇首席という、所の、役職者にあてて教示ねがいという、願せんを出しています。この願せんという、刑務所内での、申し出をする、紙やその処理のための、所のきろくについても。本件の審査手続きに、必要となったり参考となります。私が、刑務所内で、申し出しています、その申し出の内容や、そのことについて、所の処理内容やそのきろくについて。本件の参考になりますので、おしらせします。必要なら、特定刑事施設や特定矯正管区から、これらのきろくについて、とりよせて、本件の審査の手続きの参考にして下さい。上記の日付のうちわけで、私が刑務所内で願せんを提出しています。その願せんや、その処理きろくについて、とりよせるなりして、本件の参考にされたく、申し出いたします。以上のとおり、本件の参考情報について、申し出して、申し入れいたします。よろしくおねがいたします。つまるどころ、特定刑事施設は、そのデキのわるさと自分勝手さから、本件について、好き勝手なことばかりしています。どこまでもおかしい役所ですが。そのこともあわせて、しっかりと参考にされたく、申し出いたします。よろしくおねがいたします。

別紙6 意見書4（「意見書（2）」と題する書面）

私を審査請求人として、私の個人情報について諮問手続きをしています上記の事案番号の事件について、情報公開、個人情報保護審査会設置法11条のとおり。以下の意見の申し出をするために本意見書を提出いたします。（本日は、本件について、第2回目の意見書を提出します。）本件の諮問手続きの参考にして下さい。いつも、お世話になっております。本日、まずは私の身分となります特定裁判所C、特定事件Cについて。特定年月日Hに、（同日付で）上告棄却の決定となっております。つまりは、決定の上告棄却の決定でした。

（刑事訴訟法414条、同法386条①3の）ちなみに、決定の上告棄却で未決通算（刑法21条）は、〇〇日ついています。そのことをおしらせするのと。その決定に対しては、刑事訴訟法414条、同法386条②、同法385条②にいう、つまり、刑事訴訟法422条、同法425条のと通りの即時抗告たる異議の申し立てをしています。そのさい中です。それが、どうなるかによっては。刑事訴訟法426条②のとおり、再度の考案が、なされれば。なにかしら決定や裁判の内容にへんこうがあったり、無罪判断等なにかしら釈放をとまうようなこととなるかもしれません。反面、その異議が、みとめられないと。刑期としては、約1年3カ月くらいのこっています。また、その異議の結果やなりゆきは、おしらせいたしますが。かつ、仮にも釈放となりますような判断となりますなら。なおさら、すみやかに、その旨おしらせいたしますが。本日、私を身分とします、被告事件について少々動きがありましたので、その旨おしらせいたします。なお、本件の、なりゆきについては。ちくいち、私の方からもおしらせいたしますが。本件の、被告事件の弁護人の特定個人E弁護士（特定法律事務所A）（特定弁護士会A）に、必要なことは、きくなり。裁判所の方に、といあわせて訴訟の進行状況や、内容について、はあくして下さい。よろしくおねがいたします。私の方からは、以上のとおり、おしらせした上で、さらに。私としまして、情報公開、個人情報保護審査会設置法を少々勉強いたしました。いわゆるヴォーンインデックスとは。同法律9条③のことですよね。又インカメラ審理は。同法律9条②のことですよね。本意見書は、同法律11条のとおりで、前回も、申し出したり、同意しました、本書面の諮問庁等への送付は、同法律13条のとおりですよね。もつとも、本意見書についても、諮問庁をはじめ本審査会において、すきなところに送付してくれてかまいません。なお、本件について。本件の審査、手続きにおいて。同法律10条にいう口頭の意見の陳述について。私本人は当然のこと、本件の手続きを代理人として、代理してくれています、特定弁護士（特定法律事務所B）（特定弁護士会B）についても。私も、代理人も、双方それぞれこの意見の陳述を申しのべる（口頭で）きかいを与えられたく、もとめて、申し出いたします。ただし、承知のとおり、今すぐの現状では、私は特定刑事施設で、刑事被告人と

して勾留されておりますので。私の方からは、出向いてはいけません。そのことも、あわせて申し出いたします。（その場合でも、せめて、代理人の分だけでもやってくれたらとは思いますが。私が本手続き中に社会にかえりましたなら。そのさいには、おしらせいたしますので、そのきかいを与えていただければ、（私本人の分も）と思います。）なお、本件については。私が主張していますとおり。本件の情報は、不開示の根拠となっている法令の条文には、どうも該当していません。かつ、多くの情報をもとめている中において。一括して、紙1枚で、その全てを同一の、理由によって、不開示とされても。なおさら、いや、悪意をかんじます。それこそ、私を被告人とする被告事件においては。なに1つ本件の対象文書は、裁判所には、出てきていません。かつ、平気でおかしな判示もします。（特定年月日Aの逡付簿について。特定時間代特別抗告申立書の受領者や、そのうけつけの記載は、特定個人Bであるところ。そうではないと、特定個人Fであると、平気で判示しますし。あげくは、特定年月日B特定時間や特定年月日Cの特定時間のその、それぞれについて。私と所内で応対したきろくも、又私と上訴文書のやりとりをしたきろくも記載も、一切ないともいいます。）特定年月日Bの特定時間に所内で、私とやりとりをしたり、上訴文書のうけつけをしたのは、特定個人Dではなくて、特定個人Cであるという。それも刑事訴訟法154条のとおり、宣誓をして、かつ刑事訴訟規則120条のとおり、偽証の罪を告げられているのに、である。自信満々に、まちがないという特定個人C。もしも、仮に、本当に特定個人Cが私を被告人とする被告事件における公判廷において、証言しているとおりであるなら。つまり、特定年月日Bに、この日の特定時間に、私とやりとりをしたのが、私と、上訴文書のやり取りをしたのが、本当に特定個人Cで、まちがないというのなら。特定刑事施設内の関係するきろくについて。行個法27条以下のとおり。訂正のための、申し立てをしなくてはいけなくなります。又訂正もなにも。そもそも、特定刑事施設には、特定年月日A特定時間代と、特定年月日B特定時間と、特定年月日Cの特定時間のそのそれぞれについて。それぞれ、所内で私とやりとりしたり、上訴文書のやりとりをしたり、うけつけをしたきろくや記載は、一切ないというのなら。（同所の者たちは特定個人Cのみならず、異口同音にそのようにいい、あげくは、上訴文書を担当している同所の庶務課の課長ですら、そういつているのに。）その、それぞれのきろくをきちんと作るように。これまた同法のとおり訂正やそもそも作成のための申し立てや、訴訟をしなくてはいけません。又ちがったいみで。行個法36条以下の利用停止の申し立てをしたり。行個法42条にいう審査の請求をしなくてはいけなくなります。おかしいことはあきらかです。特定刑事施設の者たちは、口をそろえて私を被告人とする被告事件の審理においては。そもそも本件の不開示の対象となっている文書が、そんないいしないという。自信満々にそういう切り、断言もしています。又そのことについて。本件の被告事件においては、裁

判所も検察も一切ふれようとすらしめない。（刑事訴訟法99条の提出命令の請求にも、同法279条にいう、公文書照会にも一切それぞれ応じない。）やらかしてしまっていて、かつ、私の被告事件について。無罪が出てしまったり、それ以外にも。都合がわるかったり、やましかったりするのではないのか。前からいっていますが。本件には、審査の請求をして、本件の諮問までに約半年の時間がかかっていますことについて。しっかりしらべて下さい。あやしいことこの上ない。法務省（や同省の矯正局、もとよりは検察や裁判所も）は、きろくの内容を十分しった上で、私の事件で、無罪が出ることをそし、したり。自分たちの思いどおりにしようとか、自分たちが、恥をかいたらいけないので。自分たちが、責任を、とりたくないの。あえて、ひきのぼしているのでは、ないのか。そういわれても、一切、仕方がないし、じっさいなぜ、諮問まで、不自然にも、半年もかかっているのか。いそがしかったから、その他、きろくの量が多かったからとか、もっともらしく、ぬかしやがるのであろうが。たかが、諮問である。右から左で、1ヵ月もあればできる。なのに、半年もなにをほったらかしていたのか。よーっぽど都合が、わるいのであろう。かつ、ひきょうである。ひれつである。そこまでして、私に無罪を、出したくないのか。法務省（や、検察と裁判所も）は、一体、何様のつもりなのか。こと、ここまできると、国家的な職務犯罪である。ひきょうにも、ほどがあります。本件について。ヴォーンインデックスや、インカメラ審理は当然のこと。口頭の意見の陳述のきかいを与えられたくも、もとめていますが。諮問までのいきさつ、必要以上に時間がかかっていること。本件の私の身分となる、被告事件との関係（本件のきろくや、その内容にみて。本件の被告事件において、私に対して無罪がいいわたされてもおかしくないようなものがあったり。検察の主張が、こんていからひっくりかえったり、裁判所のしている判断も、こんていからかわるのに。なぜ、検察も、裁判所も、みてみぬフリをするのか。そのことも、あわせてしらべて下さい。そうした上で、なるほど。今回の件について、上手に、処理するつもりですね。

今思いつきました。

どーせ。本件の私の身分の被告事件の内容にかかわるからといって。つまり、進行中の刑事事件の内容にかかわることであるとして。本件の審査、しもの手続きもとめているのでしょう。なんなら、法務省が、半年も諮問せずに、ほったらかしにしていたのも。そーやって、さも、正当な理由をつけて、本件の被告事件がおわるのをまって、かつ、その被告事件で、検察や裁判所は、特定刑事施設に、なすりつけて、（責任を）被害者つらして。で私にも、無罪が出ないようにして。きゅうきょくのと出しじゃんけんみたいにうまくやって、本件を処理したいのか。

ひきょうなぞ（原文ママ）。（どこまでも。）（本件をいわば、あとづけにするのか。）

ど一かしてますよ。この国も。検察や、裁判所は、本件の審査、諮問手続きがあることや、その内容をそれぞれしっています。なんなら。本件の、対象の、きろくや内容も、十分しっています。それでいて、だんまりを決めこみ、ふれず、さわらず、論じようとせず。そのことも、1つの審査材料です。ま、かんたんというと。今回の件。特定刑事施設が、おもいっきりやらかしてくれているので。検察も、裁判所も、法務省も、それにそのことにこまりはてて。で、今、ひきょうないわば、あと出し手口で、自分らは、なんなくのりこえようとしているのか。いよいよこの国も、おしまいですね。そーまでして。そこまでして、にげまわったり、私のしていることを（さも正当な理由をつけてや、さも、正当な手続きをよそおって、）無力化したいのか。本件について。私の被告事件の主張や内容、そのきろくも、あわせて、あらためてしっかりと参考にされたく、もとめます。（なるほど。先に私の被告事件をグルで、なんなくケリをつけ、全て特定刑事施設のせいにしてなすりつけて。そうやって、上手におわらせてから、本件の手続きをすすめることで。もはや、本件の手続きすら、いたくも、やかゆくもなくなり。なにが、出てきても、どんなてんかいとなっても、こわくなくして。それがため、法務省はさも正当な理由をつけて、こと、このごにおよんで、ちんもくして、手続きを、とめているのか。）せこいですね。そーいったところや、なによりも。なぜ検察や裁判所は本件の対象のきろくにふれようとしないのか。（そのこともあわせてしらべて下さい。もっとも、それは司法の独立とか3権分立とかで。介入には、限界があるってなるんでしょ。ことこのごにおよんでも、上手にやりつけよーとしているのか。その、こそくさには、あっばれであります。が、しかし。そーいったことに、についても。しっかりと、しらべて下さい。おねがいします。

（まとめ）

なお、私としましては、本日、本件について、第2回目の意見書を提出いたします。私としましても。本件について、必要に応じて。そのつど、追加の意見書を提出していきます。なお、本件の意見書（2）に、つきましても。情報公開、個人情報保護審査会設置法13条のとおり。代理人（本件の）にも当然のこと、諮問庁等関係するきかんにおくってくれてもいいです。（当然そのことに同意いたします。）又本件について。特定刑事施設の中で、刑務官の特定個人Gなる者が、本件のことについて、事情をくわしくしっていると申しております。同所は、本件のきろくをかくしたり、私の被告事件において、証人をかえ玉したことについて。全て、この特定個人Gの企画、立案発案らしいです。そのことについて。いつでもなんでもしっていることを話す、といっていますので。そのことについても、あわせて申し出いたします。それだけ、いわば。日本中、各方面がこまりはてるよーなことをしでかしている、特定刑事施設。そのことについて。検察や、裁判所はこのごにおよんで上手にやりきろうとしているのか。あきれてしまいますが。そのことや、そのような事情。私

の、被告事件の内容やそのこととの関係や、一連のそのことについても。当然あわせてしっかりしらべて下さい。本日は、私の身分の被告事件について、少々動きがありましたので。そのことをあわせて、以上のとおり、申し出いたします。又、その被告事件についてしている、異議の、なりゆきや本件に必要な情報に、ついては。おって、申し出いたします。本日は、以上のとおり、申し出いたします。くれぐれも、本件について、十分に審査されたく。本日、あらためて申し出いたします。（いよいよひきょうですね。本件まで、無力化しようとしているのか。）なお、これは、私を原告として、特定個人Hという刑務官を被告とします、特定裁判所B特定事件Fに係属いたします。私のしています、こちらの民事訴訟のきろくや内容、主張についても。あわせて、参考にして下さい。あわせて、申し出いたします。なにかありましたら、そのつど、申し出いたします。もはやことは、国家的な犯罪です。特定刑事施設が、やらかしてしまっていることについて。このごにおよんで、検察と裁判所だけは、上手にやりきろうとしています。本当にこまったもので。（ひきょうなこと、この上ない。）いよいよ、この国も、おしまいですよ。しかし、本審査会としましては、できますことを1つ1つしっかりとやっていって。公平かつ、十分な手続きをよろしくおねがいたします。また、連絡や申し出は行います。

別紙7 意見書5「意見書(3)」と題する書面)

私の個人情報について、上記のとおり、審査諮問をされている事案について。情報公開、個人情報保護審査会設置法11条のとおり、本意見書を提出いたします。本日は、本件について、第3回目の意見の申し出となります。その上で、まず、いつもお世話になっています。本日まずは、私の身分の被告事件について。特定年月日H付けで、私のしていた上告の申し立ては、棄却されていますところ。(それは、そのことは先日申し出してお知らせしたところですが)そのことに対してしていた異議の申し立て(刑事訴訟法414条、同法386条①3、同法385条②、同法422条)は、特定年月日I付けをもって棄却されています。そのことをお知らせいたします。つまり、いったん本件の被告事件の裁判所や裁判上の手続きはこれでおわりました。ざっと、さしひきすると。約1年3ヵ月くらいの、懲役刑の実刑判決となっています。(のこっているのは)しかし。本件事件については。私の方からは、当然再審の請求(刑事訴訟法435条の1、2、3、4、6、7)を行います。他方で。検察当局から、例えば、非常上告の申し立て(刑事訴訟法454条)が、行われるおそれや、刑の執行停止(刑事訴訟法482条)などの、申し出が、なされるおそれもあります。つまり、いったんは、裁判としての手続きは、おわりましたが、つづきというか、いわば別の延長戦に入る可能性もあります。本日は、いったん私の事件の状況についてお知らせいたします。なお、いかなるてんかいになりましても。私の方からお知らせや、申し出はします。いったん、今のところ、こうなっています。というところを、お知らせいたします。あと、特定年月日J付けの事務連絡をうけとりました。たしかに、情報公開、個人情報保護審査会設置法13条③によると。そのつど私に同意をもとめなくてはいけないんですね。(同条文、ただし書きをのけて)なお、前日の意見書(2)(別紙6を指す。)も、本日の意見書(3)も。それぞれ、同条文ただし書きをみとめてもらって。つまり、私が先に提出しています。同意書のとおり。あつかってかれてかまいません。どうぞ、ご自由にお使い下さい。よろしくおねがいたします。なお、その他、必要となります。意見や申し出は、そのつど、行っていきます。又、私の身分について。例えば、仮にも仮釈放となったり、釈放をとまうようなてんかいや、裁判になりましたら。そのつど、すみやかにお知らせいたします。はっきりいってどうなるかはわかりません。どのようなてんかいになっても。こっちとしては。やっていくことをやっただけですから。そのつど、必要な申し出や申し立ては、行います。なお、私の今回の身分の被告事件について。都合、今のところ確定して、あるいみで、効力を有しているのは。特定裁判所Bの特定年月日Kの判決であります。つまり、今回、審査諮問の対象になっている、所内のきろくは、一切ない。という証言を元にした判決です。かつ、しいていうなら、特定年月日B特定時間に、

私と応対して、私とやりとりをしたのは、特定個人Cなる、刑務官であり、かつ、自身が1人で、うけつけたとするものであります。所内には、上訴文書をうけつけしても、それをきろくするものや、帳簿は、一切ないといひはり、日誌もなければ、私とやりとりをした、きろくも一切、そんざいしないと、自信満々に、放言します。刑事訴訟法154条のとおり、法令により宣誓して、かつ、刑事訴訟規則120条により、偽証の罰について、その警告をうけてなお、まちがないとくりかえして宣言している。特定刑事施設の刑務官の証人たちについて。そのことについて。DVD（ろく音ろく画されているところ）で、証人尋問の様子は、のこっています。又、本件の被告事件の審理期間中、検察も裁判所も、ひたすら、にげまわり。本件の対象きろくについて、そのそんざいや内容について、一切ふれようとしない。刑事訴訟法99条にいう、提出命令の請求をしても。刑事訴訟法279条による、公文書の照会請求をしても。一切、応じない。応じようとすらしない。はなはだしきは、検察は、だんまりと、ちんもくを決め込み、裁判所にいたっては。特定年月日Aの特定時間の私からの特別抗告申立書5通の受領について。通付簿は、（その記載は）特定個人Bではなく、特定個人Fである旨判示している。（本件の私の身分となる被告事件の第2審の特定裁判所Aの判決。）なにをにげまわったり、かくしまわっているのか。平気で事実ちがいの判示をするわりには、そのかんじんかなめの通付簿をふくめて、特定刑事施設内の関係するきろくは、なに1つ公判や証拠として出てきていない。そもそも、私の身分となる被告事件について。その第1審では、これらの所内のきろくは一切ない、といていたのに。第2審においては、きろくがあることを前提とした裁判になっている。180度、話が変わり。しかも、ある、というわりには、なに1つそのきろくは、出てきていない。裁判所は、にげまわり、検察はだんまりをきめこみ。あげく、私や、弁護人で、情報公開請求をしても。本件のように、不開示にする。よっぽど都合が、わるいのであろう。その特定刑事施設の異常なまでのデキのわるさ。それを、かばい。かばっているのか。又ははなしきは。本件の被告事件について。こと私に無罪が出ることをそししている。そのようにいわれても、一切仕方がない。なにをコソコソかくしまわり、にげまわらなくてはいけないのか。おうじょうぎわが、わるい。そのことについても。法務省（本件の事案について、審査の請求をしても。約半年も諮問せずに、ほったらかしていたり）や、検察、裁判所の対応もきびしくとわれるべきであり。特定刑事施設が、いわば、やらかしているのは、あきらかであります。そのような中、それを、そのことを、十分しって。検察や、裁判所（法務省もでは、あるが）は一体なにをしているのか。もはや、私に無罪を出したくないだけの、かつ、検察や裁判所が、責任をとりたくないだけのための、てんかいになっている。（ど一せ本件の審査、諮問手続きは都合がわるいので。私の身分の被告事件について、非常上告でもして、かつ、平行して、本手続きをすすめて、全て特定刑事

施設になすりつけて、正当視するのであろう。) よっぽど、都合がわるいかつ、よっぽど特定刑事施設が、やらかしていることが、大変なことなのであろう。その特定刑事施設の異常なまでのデキのわるさも。きびしくしてきしたり、しだんされるべきものであるが。他方、法務省、検察、裁判所の対応も。それぞれきびしくしだんされるべきものであります。なにを、コソコソと、にげまわっているのか。あやしいかぎりである。まさに、まさしく、本審査会でその委員の人が。独立して、公平、中立に、正していくべきことであります。本日、本審査会や、委員のみなさんにあらためてそのことをもとめて申し出して。

(まとめ)

本日、本件について、第3回目の意見書を提出いたします。私としまして、今後、必要のつど、追加の意見書の提出をしたり、必要な申し出は行っていきますが。又私の身分等について。その事件の動きも、おしらせしますし、釈放されたらすぐにおしらせいたしますが。(その旨の)情報公開個人情報保護審査会設置法9条④について。特定刑事施設の統括刑務官の特定個人Iなる者が。所内の、きろくをかくしたおして、私の被告事件で証人は、ウソばかりついたと。所はやましく、デキがわるいので、そのようなことをしたとっています。本審査会の、手続きにおいても。いつでもどこでもよんでくれとっています。自身のクビかくごで、つまり、免職かくごで、なんでもしていることを、申し上げるとしています。ぜひ参考にして下さい。又所の処遇首席なる者について。私の身分の被告事件について、所が、証人をかえ玉したり、偽証をしていることについて。自身は、刑事訴訟法239条②にいう、告発の職務上の義務は一切はたさないとっています。これまた、免官、免職かくごだといっています。そのようなおかしなことを言っている者が、いますこと、又、本件の手続きに関して。まさに、特定刑事施設がやらかしてしまっていることについて。よくその事情をしり、かつ、免職かくごでなんでも申し上げるとそれぞれいっています。そのような者がいますことを。あわせて参考のまでに、申し出いたします。必要なら、ぜひこれらの者たちに(もつとも、これらの者たちに、かぎらず、特定刑事施設をはじめ、関係する各方面からも、ですが)それぞれ、陳述をもとめて下さい。あわせて申し出いたします。本日は、以上のとおり、申し出いたします。本手続きに必要な者の申し出や、意見の申し出は、今後も、ずいじ、順次、行っていきます。今後ともよろしくおねがいたします。本申し出の内容も、参考にして下さい。よろしくおねがいたします。